（委員の任命）

第八条　委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2　委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3　前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5　市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一　認定農業者である個人

二　認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6　前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7　市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第九条　市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2　市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3　市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たつては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

（委員の任期）

第十条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3　委員は、再任されることができる。

第十条の二を削る。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（委員の罷免）

第十一条　市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2　委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

（委員の失職）

第十二条　委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

第十三条から第十五条までを削る。

第十六条中「又は会長」を削り、「ときは、」の下に「市町村長及び」を、「得て」の下に「委員を」を加え、同条に次の一項を加える。

2　会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。

第十六条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委員の秘密保持義務）

第十四条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十七条を削る。

第十八条中「農業委員会の」を削り、同条を第十五条とする。

第三章から第五章までを削る。

第三十五条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、「、区」を「区」に、「これ」を「、これ」に改め、第二章中同条を第四十一条とする。

第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条を第四十条とし、第三十一条を第三十九条とする。

第三十条の見出しを「（公簿の閲覧等）」に改め、同条中「の委員」の下に「、推進委員」を加え、「つい て」を「対し」に、「行う」を「遂行する」に、「又は謄写」を「若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（情報の公表）

第三十七条　農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出）

第三十八条　農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2　前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たつては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

第二十九条第一項中「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改め、「又は委員」の下に「、推進委員」を加え、同条第二項中「委員」の下に「、推進委員」を加え、「証票」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条中「定が」を「定めが」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条中「会長は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「作製し、これを縦覧に供さなければ」を「作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条を削り、第二十四条を第三十一条とする。

第二十三条中「及び部会」の下に「の会議」を加え、「決する。」を「決し、」に改め、同条を第三十条とする。

第二十二条第一項中「第十九条」を「第十六条第一項」に改め、「当該」を削り、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「部会に」を「部会の会議に」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。